

確認書類について

① 通関書類

申請者本人が輸入者の場合に提出。

- ・「輸入公表三の7の(3)に基づく輸入に関する確認申請書」の表面と裏面
- ・「輸入許可通知書」または「輸入（納税）申告書」
- ・原産国の「輸出許可書」

② 納品書・領収書 ③生体販売説明書・確認書

申請者が個体購入時に入手した書類。

登録申請に必要な記載事項が全て正しく記述されていること。

- ・種名
- ・個体数
- ・販売年月日
- ・購入者の氏名（フルネーム）、購入当時の住所
- ・販売店の名称、所在地、電話番号
- ・販売店の代表者の肩書と氏名（フルネーム）
- ・販売店の社印もしくは代表者印の押印

④ 販売証明書

販売店が作成する、規制適用日前に申請者に当該個体を販売したことを証明する書類。

登録申請に必要な記載事項が全て正しく記述されていること。

②、③の記載事項に以下の内容を追加したもの。

- ・書類作成者の氏名（フルネーム）
- ・書類作成者の押印
- ・販売証明書の作成年月日

⑤ 診断書

獣医師が作成する、規制適用日前に当該個体を診療したことを証明する書類。

規制適用日前に申請者自身が獣医師へ個体を受診させている必要があります。

- ・種名
- ・個体数
- ・診療年月日
- ・診療内容（個体ごとに必要）
- ・個体を受診させた飼い主の氏名（フルネーム）、診療時の住所
- ・診療をした病院の名称、住所、電話番号
- ・診断書を作成した獣医師の氏名（フルネーム）
- ・診断書を作成した獣医師の押印
- ・診断書の作成年月日